

下関市監査委員公表第20号  
令和6年(2024年)4月26日

地方自治法第199条第1項の規定に基づく定期監査を実施し、その結果に関する報告を下記のとおり決定したので、同条第9項の規定により公表する。

なお、令和6年(2024年)4月5日付け下関市監査委員公表第8号は廃止する。

下関市監査委員 今 井 弘 文  
同 秋 森 和 也  
同 木 本 暢 一  
同 田 中 義 一

記

1 監査の対象

監査対象部局等	監査対象課所室等
上下水道局	【水道事業会計及び工業用水道事業会計】 企画総務課、経営管理課、お客さまサービス課、 給水課、上水工務課、浄水課、水質管理センター、 北部事務所
	【公共下水道事業会計】 企画総務課、経営管理課、お客さまサービス課、 下水道整備課、下水道施設課、北部事務所
ボートレース企業局	ボートレース事業課

2 監査の範囲

以下の期間における財務に関する事務の執行

上下水道局、ボートレース企業局
令和5年4月1日から令和5年12月31日まで

3 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確

で、最少の経費で最大の効果を挙げるよう、経済的、効率的かつ効果的に行われているか。

#### 4 監査の方法

諸帳簿その他の関係書類の調査、現地での確認及び関係職員への聞き取りにより行った。なお、監査は、下関市監査基準に準拠して実施した。

#### 5 監査の期間

上下水道局、ボートレース企業局
令和6年2月1日から令和6年3月31日まで

#### 6 監査の結果

監査した限りにおいて、財務に関する事務は、「7 指摘事項及び意見」に記載する事項を除き、重要な点において、おおむね適正に処理されていた。

#### 7 指摘事項及び意見

改善が必要な事項は、次の「指摘事項」のとおりである。また、制度的な検討が必要と思われる事項は、「意見」のとおりである。

<b>上下水道局【水道事業会計及び工業用水道事業会計】</b> 企画総務課、経営管理課、お客さまサービス課、給水課、上水工務課、浄水課、水質管理センター、北部事務所	
	[指摘事項] 及び [意見]  なし
<b>上下水道局【公共下水道事業会計】</b> 企画総務課、経営管理課、お客さまサービス課、下水道整備課、下水道施設課、北部事務所	
	[指摘事項]  (1) 下水道事業受益者負担金の収入事務における督促状の発送について、下関市上下水道局債権管理規程（以下「債権管理規程」という。）第6条第1項の規定により、督促状は履行期限から20日以内に発送しなければならないが、発送が遅延しているものがあつた。債権管理規程等に基づき、適正に債権管理を行われたい。（下水道整備課）  (2) 下水道事業受益者負担金の収入事務における公示送達について、以下の事項が見受けられた。関係法令等に基づき、適正に事務処理されたい。（下水道整備課）

ア 不達により返戻された下水道事業受益者負担金（変更）決定通知書（以下「決定通知書」という。）及び下水道事業受益者負担金納入通知書（以下「納入通知書」という。）について、納入通知書のみ公示送達を行っており、決定通知書については公示送達していなかった。

イ 不達により返戻された納入通知書及び督促状（以下「納入通知書等」という。）について、返戻となった納入通知書等の納期限を変更することなく公示送達していたため、納期限を過ぎた納入通知書等を送達したこととなっていた。公示送達では掲示を始めた日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされるが、納税告知書など期限の指定のあるものについては、その期限前に送達の効力を発生させることを要する。本件では、送達の効力発生前の日を納期限としていたため、送達した納入通知書等は効力がないものとなっていた。

(3) 旅行命令に係る旅費計算において、下関・福岡空港間を高速バス利用としていたが、改定前の運賃で計算されており、また、旅行日において当該路線は既に廃止されていた。所管課に確認したところ、高速バスの運賃改定等の確認を失念しており、最も経済的な方法として高速バス利用としていたが、改定後の運賃及び経路で計算すると鉄道利用の方が経済的となることであった。実際の旅行においては鉄道を利用していたが、旅費の精算時において当該旅費の再計算がなされておらず、旅費の支給不足が生じていた。所要の措置を講じるとともに適正に事務処理されたい。（企画総務課）

[意見]

なし

#### ボートレース企業局 ボートレース事業課

[指摘事項]

(1) ボートレース下関の施設内における物件の使用料を分納することについて、以下の事項が見受けられた。適正に事務処理されたい。

ア 分納を認めることについて、書面による意思決定を行っていないかった。

イ 下関市ボートレース企業局会計規程（以下「会計規程」という。）第18条第2項の規定による分納を認めた旨を納入通知書により相手方に通知していなかった。

(2) ボートレース下関内で業として予想又は両替を行うことの許可について、許可を受けようとする者からボートレース下関内において予想又は両替を業とする者に関する規程第2条の営業許可申請書及び行政財産使用許可申請書が提出されており、営業の許可に係る同規程第3条第1項の営業の許可は書面で行っているが、行政財産の使用許可に係る会計規程第59条の2第6項の行政財産使用許可書を交付していなかった。会計規程に基づき、適正に事務処理されたい。

(3) 下関市ボートレース企業局職員就業規則第22条第2項で「管理者は、1日の勤務時間が6時間を超える場合においては、少なくとも1時間の休憩時間を、勤務時間の途中に置かなければならない」と規定されているが、職員が週休日に6時間を超えて勤務した場合の時間外勤務命令において、休憩時間が短い事例が見受けられた。関係法令等に基づき、適正に勤務時間を管理されたい。

[意見]

なし

以上